附則第十五条の五第四項中「により」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同条第五項中「特定求職者雇用開発助成金」を「高年齢者労働移動受入企業助成金、特定求職者雇用開発助成金」に改める。

附則第十七条の四の二第三項中「により」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同条第四項中「特定求職者雇用開発助成金」を「高年齢者労働移動受入企業助成金、特定求職者雇用開発助成金」に改める。

附則第十七条の四の五第二項及び第三項中「高年齢者職域拡大等助成金」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改める。

附則第十七条の六中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「同条柱書中」を「同条中」に、「四分の三」を「三分の二」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第三項中「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改める。

（地域雇用開発促進法施行規則の一部改正）

第三条　地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　前三号の事業と相まつて雇用機会を増大させるために行う新たな事業の分野への進出等を行う取組に係る事業であつて、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資する事業

第九条中「地域雇用創造推進事業」を「実践型地域雇用創造事業」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則附則第十七条の六の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第二項第一号ロに規定する計画対象被保険者及び同項第二号ロに規定する支援書等対象被保険者に係る再就職支援給付金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十条の三第一項第一号イ又はロの雇入れを行った事業主に対する試行雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百十二条第四項第一号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する沖縄若年者雇用促進奨励金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百十八条第五項第一号イに規定する計画を提出した事業主に対する介護労働者設備等導入奨励金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十六号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第三項及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二の見出し中「及び調査官」を「並びに調査官及び医療労働企画官」に改め、同条第一項中「及び調査官一人」を「並びに調査官及び医療労働企画官それぞれ一人」に改め、同条第二項中「事務」の下に「（医療労働企画官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　医療労働企画官は、命を受けて、医療の提供に係る業務その他の医療の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

第四十一条第一項中「九人」を「八人」に改める。

第四十一条の二の見出し中「産業雇用政策企画官」の下に「及び雇用復興企画官」を加え、同条第一項中「産業雇用政策企画官」の下に「及び雇用復興企画官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　雇用復興企画官は、命を受けて、東日本大震災からの雇用の復興に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第四十九条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第六十条の見出し及び同条第一項中「消費生活協同組合業務室」の下に「及び生活困窮者自立支援室」を加え、同条に次の二項を加える。

5　生活困窮者自立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　生活福祉資金の貸付事業に関すること。

二　生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活しているものの保護及び更生に関すること。

三　生活困窮者の自立支援に関する企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び保護課の所掌に属するものを除く。）。

6　生活困窮者自立支援室に、室長を置く。

第七百三十三条の二に次の一項を加える。

2　関東信越厚生局の鑑定課は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する証拠物に係るＤＮＡ型鑑定に関すること。

二　麻薬取締官の養成及び研修に関すること（ＤＮＡ型鑑定に関するものに限る。）。

第七百三十五条の見出し中「鑑定官」の下に「及びＤＮＡ型鑑定官」を加え、同条第一項中「関東信越厚生局」の下に、「の鑑定課に鑑定官三人及びＤＮＡ型鑑定官一人を」を加え、「、それぞれ」を「それぞれ」に、「一人置く」を「一人を置く」に改め、同条第二項中「第七百三十三条の二第一号」を「第七百三十三条の二第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　ＤＮＡ型鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条の二第二項第一号に規定する事務を行う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三二、三七三人」を「三二、一〇二人」に改め、同表合計の項中「三二、四八五人」を「三二、二一四人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。